

奈良県出土文化財管理規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十二号

奈良県出土文化財管理規則

(目的)

第一条 この規則は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第五十条第一項前段の規定により県に帰属した文化財（以下「出土文化財」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(出土文化財の保有)

第二条 出土文化財のうち、次の各号のいずれかに該当し、制作技術に優れ、類例に乏しく代表的であり、学術上又は芸術上価値の高いものは、県が保有するものとする。

- 一 石器、骨角器等旧石器時代に属するもの
- 二 土器、土製品、石器、骨角器等縄文時代に属するもの
- 三 土器、青銅器、鉄器、石器、木製品等弥生時代に属するもの
- 四 鏡、武器、武器、馬具、装身具、埴輪、石製品、土器等古墳時代に属するもの
- 五 瓦、貨幣、印章、仏像、経筒、骨壺、墓誌、陶磁器、木簡等歴史時代に属するもの

2 前項の規定により県が保有する出土文化財は、奈良県文化財保護審議会に諮って決定するものとする。

(出土文化財の保管)

第三条 発掘調査による出土文化財は、整理及び報告書の作成等の作業が終了するまでの間、発掘調査の主体となった機関又はこれを担当した機関（以下「発掘機関」という。）がその負担と責任において保管することができる。

2 前項の規定による保管の期間は、知事が特に指示する場合を除き、発掘機関から出土文化財保管書が提出された日から一年以内とする。

3 発掘機関からの申出に基づき、知事が特に必要と認める場合は、前項の保管の期間を延長することができる。

4 県が発掘調査の主体となる場合には、出土文化財は、奈良県立橿原考古学研究所長の責任において奈良県立橿原考古学研究所で保管する。

- 5 前項の規定により奈良県立橿原考古学研究所が保管する出土文化財は、奈良県立橿原考古学研究所条例（昭和五十五年三月奈良県条例第二十三号）及び奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号）の規定の例により取り扱うものとする。

（出土文化財の価格の決定）

- 第四条** 知事は、出土文化財の発見者及びその発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）に法第五十五条第一項後段の規定により報償金を支給する場合若しくは法第一百七十七条第一項の規定により当該出土文化財を譲与する場合又は財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和三十九年三月奈良県条例第四十一号。以下「条例」という。）第七条の規定により当該出土文化財を譲渡する場合には、当該出土文化財の価格を決定しなければならない。

- 2 前項の出土文化財の価格は、出土文化財価格評価員（以下「評価員」という。）が決定する。

- 3 評価員は、学識経験者であつて、評価すべき出土文化財について直接利害関係のない者のうちから、出土文化財一件ごとに三人以上を知事が委嘱する。

- 4 第二項の規定による出土文化財の価格の決定は、原則として文書によるものとし、口頭による場合は、これを記録しなければならない。

（譲与等）

- 第五条** 知事は、第二条第一項の規定により県が保有した出土文化財以外の出土文化財で、発見者等がその権利を放棄したものを、当該出土文化財の発見された土地を管轄する市町村又は当該出土文化財を保存させ、及び活用させることが適当であると認められる者（以下「市町村等」という。）に対し、条例第七条の規定により譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができるものとする。

- 2 知事は、出土文化財を市町村等において活用することが適当と認められる場合には、これを条例第七条の規定により譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- 3 知事は、出土文化財を発見者等及び市町村等に条例第七条の規定により譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡する場合には、保管方法について指導及び助言を行うことができる。

（貸付）

第六条 知事は、公益上必要があるときは、県が保有する出土文化財を、地方公共団体、博物館及び当該出土文化財を保存させ、及び活用させることが適当であると認められる者に対し、条例第八条の規定により貸し付けることができる。

2 知事は、前項の規定により出土文化財を貸し付ける場合には、条件を付することができる。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、出土文化財に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。